

高松市告示第 3 3 3 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当するものに限る。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

1 定期検査を行う区域

高松市内

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

3 定期検査の実施の期日

令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

4 定期検査の実施の場所

特定計量器の所在の場所